

障害福祉サービス事業者指定等業務改善に向けた検討事業企画提案募集要項

1 趣 旨

障害福祉サービス事業者の指定等業務について、業務の可視化、課題抽出、委託可能業務の選別等の業務アセスメントを実施した上で、効率的な業務プロセスを検討し、具体的な実現方法を提案する「障害福祉サービス事業者指定等業務改善に向けた検討事業」について、これを受託する事業者を募集する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

障害福祉サービス事業者指定等業務改善に向けた検討事業

(2) 業務内容

最優秀提案者は、前記趣旨を達成するため、別添「障害福祉サービス事業者指定等業務改善に向けた検討事業業務委託仕様書」に記載した業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から120日間。

(4) 県からの委託金額の上限

3,300,000円

- ・ 消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。
- ・ 委託料の支払い方法は、原則として精算払いとする。

(5) 実施方法

県は、本事業に対する企画提案を募り、審査会にて最も優れた企画提案を行った者を最優秀提案者として決定する。最優秀提案者を契約の相手方として決定し、契約を締結する。契約締結後、契約の相手方は千葉県の委託業者として事業を実施する。

3 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類等の提出期限までに、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる

暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者もしくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 全体スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和7年8月22日から9月12日まで
質問受付期間	令和7年8月22日から8月29日午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和7年9月12日午後5時（必着）
第1次審査（書面審査）	令和7年9月16日（予定）
第1次審査結果通知	令和7年9月18日（予定）（各企画提案者に文書で通知する。）
第2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング 審査）	令和7年9月26日（予定）（対象者に文書で通知する）
最優秀提案者選定結果通知	令和7年9月下旬（予定）（各2次審査対象者に文書で通知する。）

5 応募方法等

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 企画提案者に関する調書（様式2）

- ・ 本様式にある項目が全て記載され、その他提案内容が分かりやすく記載されていれば、本様式に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。
- ・ 本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4サイズで作成し、ファイル名は、先頭に02-2 別紙2 とつけ、そのあとに資料の内容を完結に示すこと。ただし、量的に過度な資料としないこと。

ウ 所要経費の積算に関する調書（様式3）

- ・ 受託業務の実施に係る全ての経費を算定・計上すること（消費税含む。）

エ 企画提案概要に関する調書（様式4）

オ 宣誓書（様式5）

カ 関係書類

（ア）定款又は規約、もしくはこれに類するもの

（イ）前事業年度の収支決算書

（ウ）団体の概要を明記したもの（様式不問。既存のパンフレット等で可。）

（エ）補足資料（任意）

※ 第2次審査の際には、基本的に上記アからエまでの書類を用いてプレゼンテーションを行ってください。

（2）注意事項

ア 1事業者につき1提案とする。

イ 各書類の順番が上記(1)企画提案書一式のア～カの順になるよう、ファイル名の先頭に「01」「02」のように半角2桁の数字を付した上で文書名をつけ、zipファイルにして送信すること。

例：01 企画提案書.pdf、09 補足資料.pdf

ウ メールの場合、ファイルサイズが7MBを超える場合は県側で受信できないため、電子申請サービスにより応募すること。

エ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpgのいずれかとする。ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PCの環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること(1ファイルにつき、元のワードファイルとPDFに変換したファイルと両方送っても構わない)。また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

オ 応募後、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。(電子申請サービスでの応募はメールで自動返信、メールでの応募は、事務局で確認次第、メールで返信する。)

(3) 応募方法

メール(千葉県健康福祉部健康福祉政策課政策室宛て)または電子申請システムの応募フォームから応募

メールアドレス：khseisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

応募フォームURL:

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49168

(4) 応募書類の提出期限

令和7年9月12日(金) 午後5時(必着)

※ 理由の如何を問わず、未着、遅延等の場合は、失格として取り扱う。

6 審査

選定に係る審査は、審査会において評価基準に基づき実施する。なお、提出書類の内容には、企画提案者の営業上の秘密及び個人情報に関する事項が含まれていることから、審査は非公開で行う。

(1) 第1次審査

県に提出された提出書類について、事務局で応募資格や提出書類等に係る要件の充足状況を確認する。応募資格要件等を満たしていないと認められる場合には当該企画提案者は失格とする。結果は全提案者へ文書で通知する。ただし、企画提案者が3者を超える場合には、事務局による書類選考を行い、審査会における審査の対象となる優良提案3者を選考することがある。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した企画提案について審査会においてプレゼンテーションを行っていただき、内容を総合的に判断し、最優秀提案者を選定する。

ア 開催日時 令和7年9月26日(予定・対象者へ別途通知する。)

イ 開催場所 千葉県庁（千葉市中央区市場町1-1）（予定）

具体的な室名等は第1次審査にて選考された者に別途通知する。

ウ 出席者 3名以内とする。

エ プレゼンテーション

- ・ プレゼンテーション（20分以内、予定）実施後、質疑応答（約20分、予定）を行う。
- ・ 実施順序は、提出書類の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象から除外する。

オ 審査方法 下表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を最優秀提案者とする。

評価項目	評価基準	
事業の的確さ、有効性	1	対象業務の目的や意義を理解しているか。
	2	事業の目的や内容を理解した提案内容となっているか。
	3	事業内容について、的確かつ有効な提案がなされているか。
事業の実現性	4	事業の内容や手法について、実現性が高いか。
	5	目的を達成できるようなスケジュールとなっているか。
	6	経費の積算根拠は適切か、金額は妥当か。
実績	7	類似の事業や研究に係る実績を豊富に有しているか
組織の安定性	8	安定的な事業運営ができる組織や体制、財政基盤があるか
取組意欲	9	事業を実施する意欲や熱意があるか

カ 結果通知

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員に文書で通知するとともに、第2次審査後に、千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切応じない。

キ その他

- ・ 審査会は非公開とし、内容の照会等には応じない。
- ・ 審査に関する異議には一切応じない。

7 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1) 受付期間・方法

令和7年8月29日（金）午後5時までに電子メールで問い合わせること。その際、件名を「【審査会】質問（団体名）」とし、本文中に質問を簡潔に記載すること。

※ 件名の例：【審査会】質問（〇〇株式会社）

電子メール送信先： khseisaku@mz.pref.chiba.lg.jp 千葉県健康福祉政策課政策室

なお、到達を確認するため、メール送信後に必ず提出先に電話すること。

(2) 質問への回答

質問のあった事項に対しては、千葉県ホームページにおいて質問並びに回答を公表する。質問者に対する個別の回答は行わない。

8 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のないものが提出書類を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に不足があった場合
- (5) 事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 所要経費の積算に関する調書（様式3）に記載の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき。
- (8) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査会が失格であると認めた場合

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 企画提案に参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。提出書類を提出したことをもって、本募集要項等の記載内容に同意したものととする。
- (4) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 本案件に係る行政文書の開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を開示する場合がある。
- (7) 本業務に係る図版等の使用にあたっては、企画提案者において、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要がある。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、受託者は契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (10) 6（2）に規定する最優秀提案者の通知・公表後であっても、最優秀提案者について3の各号で示し

た応募資格のいずれかの要件を欠くにいたった場合（従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。）、その者とは契約の締結を行わない。

(11) 事業を実施する際は、その全部を一括して第三者に実施させてはならない。また、事業の一部について第三者に実施させる場合は、次の各号について、あらかじめ書面で県の承認を得なければならない。

- ア 当該第三者の名称及び住所
- イ 実施させる事業の範囲
- ウ 当該第三者に事業を実施させる必要性
- エ 金額

(12) 県が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、または取り消すことがある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(13) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

10 提出先・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎11階）

千葉県健康福祉部健康福祉政策課 政策室

TEL 043(223)2609 FAX 043(222)9023

電子メール khseisaku@mz.pref.chiba.lg.jp